

長島が説かれる、長島を論じる¹⁾

——国立療養所長島愛生園所蔵史料の活用——

阿部 安成

ナガシマー 2011年6月26日に神戸大学で開催された大阪歴史学会大会において、「戦前期ハンセン病療養所における患者自治—1936年長島事件をめぐって」の論題で研究報告があった。報告者の松岡弘之は、長島をフィールドとした調査と研究の主動者である（ここで「長島」というとき、外島保養院、国立療養所長島愛生園、光明園、国立療養所邑久光明園をふくむ）。松岡はすでにつきの論考を発表している。

松岡 2005 「ハンセン病療養所における患者自治の模索—第三区府県立療養所外島保養院の場合」『部落問題研究』第173号

2009a 「戦前期ハンセン病療養所における作業制度と患者自治—一九三二年外島保養院作業改革について」『大阪の歴史』第72号

2009b 「外島保養院の移転と患者自治」広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』部落問題研究所

2011 「解題」松岡弘之編『隔離の島に生きる—岡山ハンセン病問題記録集・創設期の愛生園』ふくろう出版

他方で、今年2011年の7月8日付『朝日新聞』朝刊（第33社会面、大阪本社版）が、「ハンセン病資料／700点ネット公開」の見出しで、国立療養所長島愛生園歴史館図書室所蔵の歴史資料がインターネットをとおして公開されたと報じた（以下療養所名は、愛生園、

¹⁾ 本稿は2011年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究課題「20世紀日本の病の重層（complications）と生命観の文化研究」の成果の1つであり、すでに発表した、阿部安成「長島を開く、長島が読める—国立療養所長島愛生園所蔵史料の公開」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.152）と対の稿となる。別稿ではデータベース「癩文献目録社会編」と松岡弘之の編集による史料集『隔離の島に生きる』をとりあげた。

などと略記する)。癩そしてハンセン病をめぐる療養所が所蔵する歴史資料がデジタル化され、その画像データがウェブを介して公開された事例はこれが初めてとなる。長島の史料が開かれ、その一部が長島へゆかずとも読めるようになった快挙である。

この小文では、公開されたデータベース「らい文献目録社会編」を、その冊子目録にたしかえて、この史料群がなにであるのかを紹介しつつ、そのデータベースで公開された史料がある長島の研究を、松岡の論考——ここでの主題は「患者自治」——において批評するものである。

ナガシマ二 ここで、冊子目録の『らい文献目録社会編』（以下、目録、本目録、同日録、冊子目録、と表記する）をみておこう²⁾。

奥付からその書誌情報を記すと、編集者は井上謙、彼には「長島愛生園内らい文献目録編集委員会代表者」の肩書きがある。発行者は長島愛生園。発行年月日は1957年4月1日。「厚生省監修」とも記されている。全657頁の大著である。その構成は、「序」、「例言」、「目次」、本文、「著者別索引」、奥付となる。

1957年2月1日付の序は、愛生園園長光田健輔の執筆。そこにはまず、

明治40年らい予防法発布以来本年は恰かも50周年に相当するので、これが記念事業としてらいに関する文献を医学篇、社会篇の2部に分けて集録する業は数年前より着手せられていたが、この記念すべき年の初めにまず社会篇を、厚生省監修のもとに刊行できることは、本邦らい予防事業半世紀の成果を再検討し以て今後の施策に資する観点より意義なしとしない。

と刊行の経緯と意義とが示されている。癩そしてハンセン病に対する予防法の嚆矢となった法律第11号「癩予防ニ関スル件」が公布された1907年から50年を経たこのとき、法律発布を記念して「らいに関する文献」目録をつくり、「本邦らい予防事業半世紀の成果を再検討」するきっかけとそのための基盤整備をしたこととなる。のちにみるとおり、この目

²⁾ 本書の背表紙と奥付は「社会編」と、扉やこの序などには「社会篇」と記されている。なお愛生園神谷書庫には謄写版刷りの『らい文献目録仮稿社会篇1956』がある（表紙に「月刊「愛生」編集部」のスタンプ）。この検討はここでは省略する。

録には、かなり広範囲の分野と原著者による文献が収録されている。この目録刊行自体は、光田が記したとおり、いまふりかえっても、「意義」のある事業だったと評価できる。

光田はまた序において、天平年間の光明皇后の事跡にまでさかのぼって、それ以降の「救済事業」をふりかえり、それらと1907年以降の予防法体制とのもっとも明瞭な違いを、「国家的組織」あるいは「国家」が事業をおこなうにいたったことにあるとまとめている。この国家事業の成果は、法律発布から50年のあいだに「在宅患者」が激減したことにあらわれていると、その数値をあげて称讃する。もとよりこうした数値の検討が必要となるが、いまのわたしにはその用意がない。癩救済事業を「国家的組織」が担うこととなった事態を称讃するかどうかはべつとしても、このことを大転換とする歴史の評価自体はまちがっていない。

ナグシマ三 1957年3月31日付の例言には、「長島愛生園内／らい文献目録編集委員会」の委員10名——井上謙を筆頭に桜井方策、犀川一夫などの氏名がみえる。例言は、謝辞もふくめて7つの項目にわけられている。まず、1. と3. をみよう。

「1. らい文献目録（社会篇）刊行趣旨」は、冒頭の序とほとんど同内容で、目録には「簡単な解説乃至抄録」をつけたことを報せ、「3. 文献蒐集の範囲」では、「文献はわが国において発表乃至発行されたものを主とし、外国文献については原著の存在するもの、邦語雑誌に抄録されたものに限り集録した」と目録編集の方針を示している。

2. で分類項目が提示される。それを転写しよう（表記はすべて原文のまま）。

- I 分布 地理的分布、らい部落の状況、浮浪らいの動向
- II 統計 収容患者に関する統計、らいの消長に関する統計
- III 歴史
 - 1. 文書資料 歴史に関係ある文書資料
 - 2. 一般 施設の沿革史、治らい史、らい部落の消長、らい救療史、らい予防史
 - 3. 雑 らいにまつわる伝説の類
- IV 予防 予防方策、予防に関する決議、予防運動、特殊らい問題対策

V 法律 予防法規、施設監理規則等

VI 施設

1. 概況 施設の規模、職員、患者、経費等現況の概要
2. 訪問記 施設の内容を紹介する訪問記、座談会記事
3. 福祉 施設内患者の文化、教育、福祉問題
4. 患者自治会 患者自治会規約、資料
5. 事業報告 年報、年度報等施設の事業報告書

VII 関係団体 後援、関係団体の規約、事業、報告

VIII 人物 らい関係者の伝記、資料

IX 保育児童 保育児童一般

X 宣伝啓蒙

1. 一般 らいに関する知識、予防事業の内容、施設紹介資料
2. 掲載記事 新聞、雑誌掲載記事
3. 機関誌 施設、関係団体機関誌

XI 文学作品

1. 創作 施設入所患者作品
2. 短歌 施設入所患者作品
3. 俳句 施設入所患者作品
4. 詩 施設入所患者作品
5. 随筆 施設入所患者作品、伝記（文学作品）、宗教論、文芸評論、検診紀行等
6. 川柳 施設入所患者作品
7. 児童作品 施設入所患者作品
8. 雑 脚本、台本等
9. 文学に取材されたらい らいを取材した文学作品

XII 心理学 癩患者を対象とする心理学的研究

2011年5月にインターネットをとおして公開されたデータベース「らい文献目録社会編」

(以下、DB、と略記する)とみくらべると、DBにはなかったIXとXI 2がそれぞれ、保育児童と短歌だったとわかる。この2項目がなぜ省かれたのかはDBでは説明されていなかった。

ついで、4.で文献の「種別」が分けられ、それは、「a.小冊子/b.パンフレット 小冊子のうちらいを時事問題として取扱ったもの/c.単行本/d.別刷/e.増刷/f.謄写刷/g.文書/h.掲載 図書雑誌に掲載されたもの/i.図面/j.一枚刷」である。

さきにみたとおり、この目録についている解説ないし抄録を執筆した人名が5.に列挙されている。さきの本目録編集委員から1名が減り、2名をくわえた11名である。目録本文の解説ないし抄録には、その執筆者の姓が明記されている。

そして6.に、「本文目録に当って下記諸氏より貴重なる資料の寄贈を賜わり、又は取材を許された」との謝辞がある。ここにみえる名はその数44で、光田愛生園園長など国立療養所の園長や医官や職員、私立療養所のもの、いわゆる篤志家や支援者や「救癩」者(いかえると隔離推進者でもあった)、個人ではない機関、があがっている。そのいくつかを転写しよう——後藤静香、原田禹雄、野島泰治、林芳信、岡山大学医学部図書館、綱脇龍妙、三上千代、大阪皮膚病研究所、塚田喜太郎、内田守。

ナガシマ四 目次といっても本目録のそれは、1つの文献の「原著〔タイトル——引用者による。以下同〕」「著者〔名〕」「発表年次」「頁数」が横1行に記され、これらが1レコードずつの目録となっている。掲載順に番号もふってあり、それぞれの分類ごとの点数がわかる。I分布：143、II統計：75、III歴史 1.文書資料：102、2.一般：122、3.雑：25、IV予防：236、V法律：44、VI施設 1.概況：89、2.訪問記：42、3.福祉：40、4.患者自治会：24、VII関係団体：57、VIII人物：117、IX保育児童：33、X 宣^マ伝^マ啓^マもう 1.一般：168、2.掲載記事：15、3.機関誌：33、XI 文学作品 1.創作：14、2.短歌：55、3.俳句：30、4.詩：22、5.随筆：117、6.川柳：5、7.児童作品：6、8.雑：15、9.らいを取材した文学：43、XII 心理学：17、総計 1689 点、となる。インターネットで公開された DB 収録文献の点数が 600 あまりだから、冊子体『らい文献目録社会編』に収録されたうちの一部がウェブでみられ

るにとどまっていることとなる。DBでは「公開に関する制限」を5点にわたってあげていた。その基準にしたがって公開不可とした文献がどれなのか、いまだDBの全貌が明らかになっていないため不明である。

目録本文には、9項目の情報が記されている——「文献」には大分類のなかの番号と中分類があるものはその項目名、「種別」さきのa~j、「題名」、「原著者」名、「掲載誌」名、「発行」年、「発行所」名、「所蔵者」名、「内容抄録」である。

著者別索引は、「著者名」、「分類」、「No.」の3項目があり、著者名のABC順の配列となっている。たとえば、「阿部礼治 歴史② 97」を本文でみようとするとき、目録本文の頁には上部余白（ヘッダー）に大分類の項目名が記されているから、それで「歴史」を探せばよいのだが、「歴史」が大項目の何番かわからないと見当をつけることができず、さらに②の中項目名がわからないと（大項目「歴史」には中項目が3つあり、2番めは「一般」）また迷うこととなり、この索引は使い勝手がとても悪く不便である。こういうときにDBは、その検索機能を発揮する。

すべてをつきあわせてはいないが、DBの「内容抄録」は本目録のその転写であった。また、大、中の分類項目の立て方もその名称も両者同一である。

冊子目録とDBとを照らしあわせてみると、後者にはいまの時点で2つの注文をつける必要がある。1つは、内容抄録の執筆者を明示することである。これはなにも著作権云々が理由ではない。多くが故人であろうが、だれが、どのようにそれぞれの文献を読んだのか、理解したのか、その意義を唱えているのか、どのように利用しようとしているのか、がわかる情報にほかならない内容となるその項目については、執筆者名を明示すべきだった。それによってこのDBをいま以上に活用しうる度合いが確実に高まる。

もう1つは、1907年に始まる予防法体制の50周年を記念して編まれたこの目録を、いまだのように歴史のなかにおくかの考察をふまえて、あるいは、そうした考察が可能となるようにDBを組み立てることである。冊子目録と異なるデジタル化されたデータベースの優位性は、改変が可能だということにある。冊子目録はいちど印刷したり刊行したりすると、その改訂はなかなか困難で、出来上がってしまうとせいぜい増補をくわえるくら

いしかできなくなってしまう。それに比べると、デジタル化されたデータベースは、(これもじつはそう容易ではないのかもしれないが)、仕組みをつくりかえたりなおしたりする可能性がある。

たとえば、さきの1つめにかかわって、内容抄録執筆者による検索や、所蔵者による検索ができるようになると、DBのあらたな使い方が提起できるだろう。本目録に収録された文献はそのほとんどが、「愛生図書館」の所蔵となっている。そうしたなかいくつか、愛生園の医官が所蔵するもの、また、おそらく療養所に所属しない個人が所蔵する文献もみられる。後者の一例をあげると、Ⅲ歴史1. 文書資料 No.56「天下の草津温泉」(1936年)の所蔵者は「群馬県吾妻郡草津町 掛川喜逸」とみえる。同人はまた、Ⅲ歴史1. 文書資料 No.30「草津町勢一斑」(1930年)やⅢ歴史1. 文書資料 No.85「草津温泉史」(不明)の所蔵者としてその名があがっている人物でもある。のちにみるように、他園で作成されたり発行されたりした文献が、その園にあると表示されているのか愛生図書館にもあるとなっているのかも重要な情報と考えられる。ほかにも、「神山復生病院入院患者」が所蔵する文献も収録されている(Ⅲ歴史2. 一般 No.57「救癩五十年苦闘史」1939年。これは岩下壮一が『声』第760号～第763号、カトリック中央出版部、に掲載した稿)。

ここに述べたことは、目録をたんに文献や史料にたどりつく(アクセスする)ための道具とするのではなく、1つの著作としてとらえ、そこにあらわれた歴史を読みとろうとする作業の提起である。この目録は十進分類法によらず、固有の項目を立てた分類がおこなわれている。本目録で説明されていないここでの分類法は、分布、統計、歴史、予防、法律、施設……という項目立てとその序列に、なにかしらの筋(物語、ストーリー)があらわれているようにみえる。文献の分類と配列が明瞭にみてわかる冊子目録に比べると、DBでは、もちろん分類の項が設けられているのだが、そうした分類と配列がひとまず無効となってしまう。これは、DBがキーワード検索による利便性を提供する一方で解除されてしまった冊子目録の基本の仕組みでもある。冊子目録をDBとして現在に蘇らせ、史料という過去の文献の利用を促進させるとともに、かつての目録に籠もっていた精神や思想や時代性をどのように提示するか、という課題があるとわたしは思う。

ナグシマ五 さて、上記の課題にそって本目録を読む能力がいまのわたしにはないので、別稿で大島の史料を DB からとりあげたのと同じく、ここでも、その観点で目録を読んでみよう。同目録に収録された大島の史料を列挙する（所蔵者を明示するため下線を引いた）。

Ⅲ歴史 2. 一般 No.25 「大島療養所二十五年史」（1935年）、単行本、愛生図書館

Ⅵ施設 1. 概況 No.40 「大島療養所案内」（1936年）、小冊子、愛生図書館

Ⅵ施設 1. 概況 No.60 「大島青松園一覧」（1949年）、一枚刷、愛生図書館

Ⅵ施設 5. 事業報告 No.8 「年報、年度報」小冊子、愛生図書館、所蔵分詳細省略

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.12 「大島療養所案内」（1930年）、一枚刷、愛生図書館

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.76 「大島療養所案内」（1937年）、小冊子、愛生図書館

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.136 「概況書」（1955年）、小冊子、愛生図書館

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.155 「国立療養所大島青松園」（不明）、絵葉書、愛生図書館

これらは活版刷りであり、多数印刷され配布されたであろうから、大島以外でも所蔵されていることに不思議はない。

Ⅵ施設 4. 患者自治会 No.1 「大島青松園患者自治会規則」（1934年）、謄写版、愛生図書館、「昭和9年4月1日施行のもの。（塚本〔義治〕）」

Ⅵ施設 4. 患者自治会 No.5 「大島療養所患者自治会会則」（1938年）、小冊子、愛生図書館、「昭和6年3月8日制定のもの（塚本）」

Ⅵ施設 4. 患者自治会 No.6 「大島療養所患者自治会細則」（1938年）、小冊子、愛生図書館、「昭和6年3月8日制定のもの（塚本）」

Ⅵ施設 4. 患者自治会 No.12 「協和会々則」（1954年）、謄写刷、愛生図書館、「大島青松園患者自治会たる協和会の会則（昭和29年3月1日施行）（児玉〔新次〕）」

Ⅵ施設 4. 患者自治会 No.13 「会務処理細則」（不明）、謄写刷、愛生図書館、「大島青松園患者自治会たる協和会々則に基づく執行機関各部の処務細則を定めたものである。（児玉）」

Ⅶ関係団体 No.53「大島療養所患者娯楽会規則」(不明)、文書、愛生図書館、「(1)名称(2)会員(3)目的(4)事業(5)経費(6)役員(7)役員の職務(8)附則(中山〔睦男〕)」

本目録には「患者自治会」の中分類項目が立てられたとおり、ほかの療養所の患者自治会規則などが収録されている。活版印刷や謄写版刷りのそうした文書が、いつ、どのようにして、長島に届いたのか充分にはよくわかっていない³⁾。療養所間の通信や交流を知るうえで重要な痕跡である。

X 宣伝啓もう 3. 機関誌 No.8「藻汐草(昭和7年4月より～19年7月迄)青松」、月刊誌、愛生図書館、所蔵詳細省略

X 宣伝啓もう 3. 機関誌 No.25「靈交」月刊誌、愛生図書館、所蔵詳細省略

こうした機関誌が、療養所間で相互に送付されていた。ただ、わたしがみたかぎり大島にはそれらがほとんど残っていないのに対して、長島では神谷書庫もあわせると、かなりの他園発行機関誌が残っている。

この目録の記載事項の訂正と補足をおこなうと、『藻汐草』の発行は1944(昭和19)年6月までが正しい。『藻汐草』第13巻第5号(1944年6月)には確かに、「藻汐草も時局に即応し来月号限りで一時休刊致すことに成りました、即ち七月号を休刊号と致します」(「予告/休刊の御知らせ」)や「些細な事ながら、本誌も国策に順応すべく、後一号を以つて一時休刊する事と成りました、其の全貌は何れ休刊号誌上に発表致すとして予告申上ます」(「編輯後記」)との記載があるものの、7月の発行号は、おそらくだれもその所在を確認していない⁴⁾。青松園には現在、『藻汐草』は、「大島青松園創立五〇週年」の「記念合本」というひと組みとしてある。そのなかにはない7月発行号は、発行されなかったとみなしてよい。

³⁾ [松岡 2009a] の後注(13)では本文の「一九三二年九月、長島愛生園は他の療養所の自治会規約について調査している」をうけて「昭和七年九月一日調査、各療養所患者自治会規約、長島愛生園『年誌資料』大正四年～昭和七年、長島愛生園神谷書庫蔵。外島のほかに、大島療養所・九州療養所の条文が記録されている」と記されている。これまで複数回神谷書庫を調査したが、わたしはこの『年誌資料』を手にしていない。

⁴⁾ 愛生園神谷書庫にある「長島愛生園「神谷書庫」収蔵図書一覧」には「『藻汐草』/昭和7年4月～昭和19年6月まで/124冊発行」「昭和19年8月～昭和23年6月まで/休刊」との記述があり1944年7月号発行の有無が不明瞭となっている。

だれなのかが不明な、この機関誌の項の執筆者は、おそらく、『藻汐草』を手にとって第13巻第5号の「予告」や「編輯後記」をみたのだろうが、青松園に確認するまではしなかったのだろう。また、休刊となったのちを『青松』発行につなげている継続後誌の扱いは正しい。ただし、1949年1月に発行された『青松』には、第6巻第1号通巻第47新年号の番号がふられている。目録に掲載された『藻汐草』の「発行年月別表」には1949年以降の（つまり『青松』の）「巻数」欄は空欄となっているが、正確にはそこに「6」から数字を記さなくてはならず、なぜ『青松』の創刊号の巻数が「6」なのかを考えることとなるのである。継続前誌の『藻汐草』は第13巻までだったのだから、そこにこの数字をつなげることはできない。あいだになにかあったはずで、それが本目録には収録されていない、手書き手づくりの回覧雑誌『青松』となる（1944年11月創始⁵⁾。1部かぎりのものだから大島の外に配布されることなく、したがって、そうした回覧雑誌はよく知られなかったのだろう。

大島のキリスト教霊交会の機関紙『霊交』は、1919年の創刊から1940年12月に廃刊となるまでのあいだに、全265号が発行された。本目録には、欠号がいくつかあると記されているものの、第98号（1927年2月）から第264号（1940年11月）までが記載されている。ここに収録された所蔵号情報は、2010年2月にわたしがおこなった愛生園での調査によって判明したようすと異なる⁶⁾。愛生園に残るもっとも古い『霊交』は第7巻第9号（1926年、謄写版刷り。発行月は不明）である。しかもこの号は、いまのところ大島ではみつかっていない⁷⁾。

⁵⁾ 手書き手づくりの『青松』については、阿部安成、石居人也「後続への意志—国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.116、2009年9月）を参照。前掲「長島愛生園「神谷書庫」収蔵図書一覧」には「『青松』／昭和19年11月創刊号より平成6年12月までは468冊発行」と記載され2つの欠本以外は「合本製本し、468冊揃っています」と記されている。この一覧からすると手書き手づくりの『青松』も神谷書庫にあるはずだが、わたしが調査したかぎり確認できていない。

⁶⁾ このときの愛生園調査については、阿部安成「死んだ穂波の横顔に—長田穂波探索」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.130、2010年4月）を参照。調査では愛生園歴史館の田村朋久さんのお世話になった。あらためてここで感謝もうしあげます。

⁷⁾ 『霊交』については、阿部安成「史伝としての『霊交』—大島療養所基督教霊交会の機関紙を史料化する」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.132、2010年5月）を参照。

ナグシマ六 この目録には、いわゆる文学の文献も収録されている。おうおうにして、資料集成が編まれるばあいに、詩歌や随筆などがそこに入ることはなく、それらはべつにハンセン病文学全集などとして、べつな編者、出版社によって編成されることとなる。その点この目録が文学を対象にしているところは重要である。大島にかかわりのある文献を列挙しよう。

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.84「特集「癩及癩と文学」」(1939年)、掲載(「医事公論」第1390号)、長島愛生園塩沼英之助、長田穂波「いはれな記」掲載

XI 文学作品 1. 創作 No.7「夕雲は美しくあれど」(1948年)、掲載、土谷勉、灯第2巻第6号、愛生図書館、「山国育ちの主人公が、病になって小島のらい療養所に入所してから20年になる。その入所してから重病棟の看護に出て知った女と結婚するまでの5年間ほどのことを、主人公の心境の変化や、身边に起きた2、3のエピソードを加えて、作品を構成している。(井上博〔之〕)」

XI 文学作品 1. 創作 No.9「癩院創世」(1949年)、単行本、土谷勉、長島愛生園井上謙、「本書は三宅清泉、長田穂波、エリクソン師の信仰と事業を書いたものである。(井上〔謙〕)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.12「藻の花」(1935年)、単行本、野島泰治編、愛生図書館、「大島青松園藻汐短歌会々員が、昭和8年4月から同10年8月までに発表した45名の短歌2,600首中470首を選んで、集録したもの。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.25「白砂集」(1940年)、単行本、藻汐短歌会、大島青松園、「大島青松園藻汐短歌会々員浅野繁氏外44名の短歌を集録したもので、「藻の花」に次ぐ第2歌集である。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.30「松の花」(1943年)、単行本、合田としを、大島青松園、「大島青松園藻汐短歌会々員であつた著者の短歌遺稿集である。昭和8年から同16年までの178首を載せている。(中山)」

2010年にこの『靈交』は現在の靈交会役員たちの尽力によってリプリント版が発行され、公共公立図書館などに寄贈された。ただしこの愛生園にあった最古号は収録されていない。

XI 文学作品 2. 短歌 No.31「緑野」(1944年)、単行本、静森鴎子郎、大島青松園、「静森鴎子郎遺詠集」で、昭和2年以降死去までの作歌2,000首中から400首を選んで、集録したものである。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.32「星霜」(1944年)、単行本、浅野繁編、大島青松園、「昭和12年から昭和18年までの7年間、「多磨」「藻汐草」その他の歌誌に発表されたものの中から300余首を選んで、集録したもの。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.33「松籟」(1944年)、単行本、笠居誠一編、大島青松園、「昭和12年から18年間、歌誌「水甕」その他に発表されたものの中から206首を選んで、収めてある。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.35「うたかた」(1949年)、単行本、岩田信子(大島青松園庵治第二中学発行)、長島愛生園井上謙、「18年の長年月を独身のまま、その青春の全部をらいを病む患者の看護に捧げて、ついに病にたおれた大島青松園の副看護婦長の歌集(井上)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.36「冬潮」(1949年)、単行本、綾井譲、長島愛生園井上謙、「大島青松園病歌人綾井は水甕同人、水甕入社15年間の個人歌集(井上)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.41「稜線」(1952年)、単行本、青松短歌会、大島青松園、「青松歌人会の同人19名の自選歌集(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.46「霽」(1954年)、単行本、青松歌人会、大島青松園、「「稜線」に次ぐ第2歌集であつて、青松歌人会々員15名の自選歌集である。(中山)」

XI 文学作品 2. 短歌 No.50「藤の影」(1956年)、単行本、太田井敏夫、愛生図書館、「昭和13年以来「アララギ」「青松」等に発表の1,000余首中325首を自選、白砂抄、あおき光、いづみ等の項に分けて集録したもの。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.6「邱山」(1936年)、単行本、野島泰治編、愛生図書館、「「ホトトギス」「芽生」等数種の句誌に発表されたものの中から選んだものを四季に分けて掲載してある。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.11「鶉飼」(1943年)、〔記載なし〕、喜田正秋、大島青松園、「喜田正秋個人句集である。(山田〔不明〕)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.13「句集 藻刈」(1951年)、小冊子、藻刈句会、大島青松園、「昭和26年中の句稿を整理して2,890句の中から475句を選び、更に邱山会例会の句稿からの76句を合わせて「藻刈」第4集として出したものである。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.17「杖」(1952年)、単行本、藤田薫水、大島青松園、「大島青松園に療養中の藤田薫水の個人句集(井上)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.19「東風」(1953年)、単行本、大島青松園邱山会、大島青松園、「昭和11年発行の邱山句集に次ぐ第2句集であつて、邱山会同人19名の自選句522句が載せられている。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.21「四十代」(1954年)、単行本、辻長風、大島青松園、「著者が41才(昭和23年)から7年間の作品400句を集録してある。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.23「火星人」(1956年)、単行本、火星会、大島青松園、「昭和28年から同30年末まで3年間の火星俳句会の作品中から600句を自選して集録したもの。(中山)」

XI 文学作品 3. 俳句 No.24「春雷」(1956年)、単行本、川染義信、愛生図書館、「著者は大正7年3月大島療養所調剤手、昭和20年6月14日沖繩で戦死、陽哉と号して俳句をよくした。本書は昭和10年から19年まで年次別にその作品をまとめたもの。(井上)」

XI 文学作品 4. 詩 No.1「靈魂は羽ばたく」(1928年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「これは著者みずからがしるしたように「一度は逆境の底積みとなつて押しつぶされし者が、キリスト信仰によつて甦らされ、新しき生命の力に充たされて飛翔している靈魂の羽音」である。「セセラギ集」ほか68編の信仰詩が収められている。(中山)」

XI 文学作品 4. 詩 No.2「靈火は燃ゆる」(1930年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「「路傍の叫び」等58編を収めた詩集。(中山)」

XI 文学作品 4. 詩 No.3「祈りの泉」(1931年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「長田穂波宗教詩集。(中山)」

XI 文学作品 4. 詩 No.6「雲なき空」(1935年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「著者がその宗教的情操に立脚してうたつた68編の詩が集録されている。(中山)」

XI 文学作品 4. 詩 No.9「**Hearts Aglow(Stories of Lepers by the Inland Sea)**」(1938年)、単行本、長田穂波(訳者 Erickson, L. J.)、大島青松園、「その著「みそらのはな」の一部を Mrs. Lois Johnson Erickson によつて訳されたのが、Hearts Aglow である。これは彼と彼の友人の経験が歌われている。／訳者は穂波の詩の一句々々を訳したのではなく、彼の美しい思いを訳し、読者に訴えるように努力したと序でのべている。(中山)」

XI 文学作品 4. 詩 No.10「**Souls Undaunted**」(1945年)、単行本、The Christian Poetry Club at the Hospital for Lepers Oshima(訳者 Erickson, L. J.)、発行所 New York Friendship Press)、愛生図書館、「大島療養所患者の詩を Mrs. Lois Johnson Erickson が英訳したもの。(井上)」

XI 文学作品 4. 詩 No.12「**Songs from Land of Dawn**」(1949年)、単行本、大島療養所入園者(訳者 Erickson, L. J.)、発行所 New York Friendship Press)、大島青松園、「大島療養所入園患者の詩及び短歌を Mrs. Lois Johnson Erickson が英訳したものである。(井上)」

X 宣伝啓もう 1. 一般 No.151「**So Shall I Sing**」(不明)、〔記載なし〕、Erickson, L. J.(発行所 A.L.M.)、大島青松園野島泰治、「アメリカン・レプロシー・ミッションの対日事業について(井上)」

XI 文学作品 4. 詩 No.22「**花虎魚**」(1956年)、単行本、大島詩人会、大島青松園、「昭和28年に発行された「いのちの芽」以来「青松」、同人雑誌「海図」等に発表されたものから、13名が各々自選したものを収めた詩集(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.3「**みそらの花**」(1928年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「クリスチャンである著者の宗教的心境からうたわれた詩及び随筆をのせたもの。地上の果6編、天上の花8編、こころの花5編に分けて収められている。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.9「**小さき者**」(1931年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「著者の自伝ならびにその体験からの信仰を説いたものである。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.10「**光^(マ)り輝け**」(1936年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「著者がその立場及びその宗教的観念からうたつた詩63編を集録したものである。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.19「**回春の太陽**」(1933年)、単行本、長田穂波、愛生図書館、

「ハンナ・リデル女史の事業とこれをたすけた医師三宅俊輔氏の伝記を述べたもので、あわせて回春病院の歴史と事業内容とがしるされている。(児玉)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.26「砕けて結べ (小さき者の告白)」(1935年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「著者がその体験を通して世人に説いた修養書である。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.45「癩人文学」(1937年)、単行本、永見裕、愛生図書館、「著者の昭和9年から11年までの間に発表されたらい文学に関する小論集である。(井上)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.59「神は生く」(1939年)、小冊子、長田穂波、大島青松園、「著者のキリスト教入信の動機及びその信仰の体験等をしるした伝道書である。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.68「病床その日その日」(1941年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「1日から31日までに分けて1日ごとに聖書から引用の聖句をしるし、解説をくわえたもの。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.70「創世よりの瞑想」(1943年)、単行本、長田穂波、大島青松園、「聖書と諸問題を論じた随想録であつて、「神への瞑想」ほか22編から成つている。(中山)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.73「穂波追悼」(1946年)、小冊子、石本俊市編、愛生図書館、「石本俊市氏が長田穂波の生涯をつづり、長田穂波の遺稿三編と、他に師友の追悼座談会の記録が載せられている。(岡野〔行雄〕)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.81「昔の癩のこぼればなし」(1950年)、単行本、土谷勉、長島愛生園井上謙、「らい予防法施行40周年記念作品／土谷勉は21才で大島青松園入所。その後20年間の闘病生活において書きためたメモの中かららいにまつわる30話をえらんで本書をつくつた。(井上)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.83「林文雄句文集」(1950年)、単行本、林文雄句文集編纂委員、長島愛生園井上謙、「星塚敬愛園初代園長林文雄博士は病を得て大島青松園で養生した。博士の死後大島青松園の病友がその徳を追慕し、小品詩歌を集めて刊行したもの。(井上)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.87「福音と歓喜」(1950年)、単行本、長田穂波、長島愛生園井上謙、「本書は長田穂波遺稿選集第1巻として、藤本正高氏が編集したもの。(井上)」

XI 文学作品 5. 随筆 No.114 「穂波実想」(不明)、単行本、長田穂波、長島愛生園桜井方策、「生活と祈禱(1)(2)、松籟海鼓、光れ輝け、雲なき空、霊火は燃ゆる、俳火の燃え跡、回春の太陽 (井上)」

XI 文学作品 6. 川柳 No.4 「ひさご」(1955年)、単行本、ひさご川柳会編、大島青松園、「昭和23年10月ひさご会発足以来6年間に全国知名川柳誌に発表されたものから36名の同人が各各自選したものを集録している。(中山)」

XI 文学作品 7. 児童作品 No.5 「ささやき」(1952年)、単行本、政石蒙、大島青松園野島泰治、「大島療養所に住む10人のらいの子供達の詩集 (井上)」

「夕雲は美しくあれど」(1948年)、『癩院創世』(1949年)、『昔の癩のこぼればなし』(1950年)の著者である土谷勉は、大島の療養所に生きた興ふかい人物のひとりである⁸⁾。彼の活動はいまだその全貌が明らかになっていない。そうした彼の執筆稿がまた1つ判明したことはうれしい——「夕雲は美しくあれど」は、現在、愛生園歴史館にはないという(大島にもない)。目録では『灯』となっているその掲載誌は、正しくは、『ともしび』と表記し、当該号は国立国会図書館が所蔵している。

ナガシマセ 土谷と親交のあった長田穂波の著作も多数ある⁹⁾。15点がこの目録にあり、いまだその所在がわからない『伸びゆくもの』または『伸び行く者』1点をのぞくすべてが、この時点で大島か長島にあったこととなる。このとき大島にあったという正しくは『祈の泉』と表記する穂波の著作は、いま大島にも長島にも、そして可能なかぎりデータベースを検索したところどこにもなかった。本書は現在、2010年9月にわたしが古書店か

⁸⁾ 土谷について別稿でかんたんにふれた(阿部安成「わたしたちは、彼らふたりの名を記さなかった。—癩そしてハンセン病をめぐる療養所での在園者との語らいを考える」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.154、2011年8月)。かつて土谷が聞き取りにおいて話したという文献『時代者』について(前掲阿部「長島が開く、長島を読む」)、この目録から種別「謄写刷」、原著者「山田正夫外」、内容抄録「大島療養所患者の有志をもって組織した時代者同人誌(井上)」とわかる。

⁹⁾ 長田穂波とその作品についてはひとまず、阿部安成「長田穂波日記1936年—療養所のかの生の痕跡」(3)『滋賀大学経済学部研究年報』第15巻、2008年11月)と同「長田穂波の痕跡—療養所の生のあらわし方」(『ハンセン病市民学会年報2008』2009年4月)を参照。

ら購入した1冊があるのみ。

また穂波について記した『穂波追悼』(1946年)はあるデータベースに収載されていないが、なかなかみつからなかった文献で、本目録をみてあらためて、そのデータベースがこの目録の情報を転載したとほぼ確定できたとおもう。2010年2月の愛生園調査により、『穂波追悼』を閲覧することができた¹⁰⁾。

英訳詩集3冊にもふれておこう。いずれも、ロイス・エリクソンの翻訳による。彼女は霊交会をしばしば訪れ、洗礼もおこなったS. M. エリクソン宣教師のつれあいである。いまでも霊交会教会堂図書室には、夫婦の肖像写真が掲げられている。Hearts Aglowの発行地は東京で、Souls Undauntedはニューヨークである。ただし後者の発行所は、図書自体にはThe American Mission to Lepersと記されてあった。目録にあるNew York Friendship Pressについてはまだわからない。目録に記された発行年(1945年)もなにによるかわからない(本書巻末の「45-23-10」の表記を発行年、日、月とみたか?)。詳細は不明ながらも、ロイスによって大島在園者の詩が訳され、それがアメリカ合衆国にも伝えられたのだった。大島にあるというSongs from the Land of Dawnは、いまのところ大島での所在がわかっていない。本目録では、日本語以外の言語に翻訳された療養所在住者の「文学作品」は、これら大島のひとたちの作品3点のみとなっている。ただしここには、北条民雄「いのちの初夜」の翻訳情報は載っていない。

本目録には、ロイスの著書も収録されていた。発行年と種別が不明ながら、米国の「救癩」団体による「対日事業」の案内か宣伝の冊子なのだろう。この青松園園長の野島が持っていたという1冊は、いまのところ大島ではみつかっていない。

政石蒙が「原著者」となっているが、おそらく彼が編集したであろう大島在住の子どもたちの詩集(1952年)があることを、本目録によって知った(未見)。1923年生まれの政石は、第二次世界大戦後の1948年に大島にやってきた。その後、第1歌集の『乱泥流』を1964年に、歌文集の『花までの距離』を1979年に上梓する。来島から作品刊行までのあいだに、子どもたちの詩集をまとめていたことは興ふかい出来事である。

10) 前掲阿部「死んだ穂波の横顔に」を参照。

大島を知るうえでも、この目録には複数の有用な情報が掲載されている。いま、癩そしてハンセン病について考察したり研究したりしようとするとき、療養所に生きた個人あるいは団体や組織を対象とするか、そこでの運動をとらえるか、また療養所にみられた信仰をとりあげるか、などの複数の観点が提示されている。フィールドを1つの療養所にさだめるばあいであっても、そこだけの史料情況を知るだけではうまいぐあいに作業を進められないことがすぐにわかる。かつてもししていまも、療養所は相互に連係し、療養所間の交流や通信といった交通があるのだから、そこを、そこに生きた人びとを考えると、できるだけ複数の療養所での史料情況を知る必要がある。

だが現実には、療養所の所蔵史料はまだ不明な領域が多く、情報もなかなか共有されていない。そうしたところで、愛生園が今年2011年に、国立ハンセン病資料館のウェブサイトをとおして発信したDBの意義はおおきい。すでに長島では、愛生園と光明園の史料を冊子とCDを媒体として公開している。青松園でも2010年にキリスト教霊交会によって、その機関紙のリプリント版冊子とデジタル画像を収めたDVDを作成し、国立ハンセン病資料館でも2010年から、「全国13の国立療養所を対象とした資料調査がスタート」している（国立ハンセン病資料館編『資料館だより』第70号、日本科学技術振興財団、2011年1月1日）。今回のDB公開を機に、あらためて、癩そしてハンセン病をめぐる「史料」というものの情況と論点について確認するシンポジウムくらい開かれてもよいとおもう。

ナガシマハ 松岡弘之は、調査と研究を進めるとともに、史料集として、前掲松岡編『隔離の島に生きる』（2011年）、岡山県ハンセン病問題資料調査委員会編『長島は語るー岡山県ハンセン病関係資料集』前編（岡山県、2007年）、邑久町史編纂委員会編『邑久町史』史料編（下）（瀬戸内市、2007年）の編纂を担当してきた。松岡は、2006年の時点ではやくも、「さまざまな史料が刊行されつつあるものの、文献史料がなお不足しているということ」、とくに、「療養所が保有する史料の調査は充分に行われていない」と指摘した慧眼の

ひとである¹¹⁾。[松岡 2005] を発表したのちに、ハンセン病問題、あるいはハンセン病研究にかかわる「史料」の課題を指摘し、その解決にむけて心身と史料を動かし、そして論考を発表しつづけている松岡の仕事にわたしは敬意をあらわす。引きあいに出しては失礼だが、史料が手元にないと研究ができないという理由で、ある国立大学法人で実際におこなわれてしまった、歴史資料の群=1つのまとまりを崩す所為が愚かで下劣な蛮行にみえる。

発表の順にまず、[松岡 2005] をみよう。こののちも一貫する松岡の研究主題は、「ハンセン病療養所における患者自治」である。患者自治についてのこれまでの研究は、①「隔離を継続していくための患者管理の一手段として位置づけられ」、したがって、②「絶対隔離政策のもとでの患者排除や過酷な人権侵害の事実の解明が先行したため」、いままで「ほとんど取り上げられて」こなかった¹²⁾、と省みられる。こうした動向に劃然とした相違をおく松岡は、患者自治研究の意義を、①「自治の分析は隔離生活を余儀なくされた患者が療養所の現実をどのようなものとして捉えていたかについて考察を行うことを可能とする」¹³⁾、②「草創期の患者自治を具体的に明らかにすることは、戦後へとつながる患者の運動の原型を解明するための基礎的な作業といえる」、との2点にあると説く。また、この時点では、「基本的な資料〔中略〕は多く残されていない」く、「断片的な事実から推論を重ねるほかない」との「制約」が指摘されていた。松岡の研究対象は、1909年に第3区府県立療養所として大阪に開設された外島保養院である。

松岡の議論をおおまかにとらえよう。開設当初の療養所は、賭博、闘争、モルヒネ中毒が横行する「暗黒の絶頂時」とのちに回顧される状況だった。こうした療養所としての環境不備、療養所内の無秩序の改善のために、「あくまで患者の管理の一方法としての自治」

11) 松岡弘之「ハンセン病研究と聞き取り－蘭由岐子『「病いの経験」を聞き取る』をめぐって」(『歴史科学』第183号、2006年3月)。

12) ここではおもに藤野豊の著述が先行研究として参照されている。

13) 近年の動向に山下多恵子の「患者文学の研究」、蘭由岐子の「聞き取り調査」をあげ、それら「入所者個人に即した検討が徐々に進められつつある」ことを「さらに具体化しようとするれば、強いられた特殊な共同性のなかで構築された患者の自治についての検討が必要であろう」とも述べている。文学研究、聞き取り調査と患者自治の研究を連係しようとする試みの提起である(山下多恵子『海の蠍－明石海人と島比呂志 ハンセン病文学の系譜』未知谷、2003年、蘭由岐子『「病いの経験」を聞き取る－ハンセン病者のライフヒストリー』皓星社、2004年)。

が院から与えられ、そこから「患者を自治の担い手としてさらに成長させていく」過程が記されてゆく。この成長過程として歴史を記すという姿勢は、松岡に一貫している。外島保養院で「公式に患者自治が表明されたのは〔中略〕一九一八年の『統計年報』において」となるという。

院長に絶対、あるいは絶大な権限と権力があるなかで、選挙で選ばれた各居住棟の舎長が構成する舎長会が院との交渉にあたり「自治的制度」が実施されてゆくが、舎長会への不満があらわれ、あらたに青年団が組織される。その初代理事はキリスト教信徒であり、「実生活上の倫理」を説く宗教者が「院内の最初の改革者として登場」し、ついで「マルクス主義者という外島自治の第二の担い手が登場」することとなる。「自治の理解者」である院長をむかえ（1926年）、自治会規約改正にともない（1928年）、「相愛互助」をその中核概念とするなかで「患者自治の具体的成果」があげられる。「患者作業といった療養所運営の根幹を担わねばならなかった請負団体としての性格と、療養所の設備改善を求める要求団体としての性格」を、「作業賃の配分問題などに象徴されるように「相愛互助」の理念のもとに積極的に統合」し、「経済的格差」の緩和を達成したと評価されたのだった。

松岡は、療養所を、療養生活をおこなううえでのその質の向上と、その秩序の改善とが争点となる場だと論じる。そこには、「入所者」間の相克があり、また管理者内の対立もある、「複雑」な政治の場であったともみる。したがって、

ハンセン病療養所は患者撲滅のための凄惨な施設とするだけでは捉えきれない、隔離政策を起点とした医療と生活をめぐる矛盾の結節点として把握される必要がある。

ととらえたのだった。ここには、療養所を「病者のたたかい」の場と（のみ）みる先行研究への批判がある。確かに隔離が推進されるなかで療養所の生活水準は低下し、それゆえに「患者騒動が続発」し、そして「次第に各療養所で患者の自治が認められるようになる」との展開を松岡も記す。そのうえで彼は、療養所に「人間が生きることの意味に立ち返り続けた幾多のひたむきな営為があった」ことをたどろうとするのである。松岡がこの稿の冒頭に引用した史料には、

如何にもそれは不完全なものであつたに違ひない。併し不治の病に罹つた者が世を呪ひ

神仏を恨んで自暴自棄の淵に沈んでみたところから敢然立つて人間であることを自覚し他に縋るのではなく自らを苦しむことによつて新しい世界を作りだし力強く生きてきたことには病者は病者なりに大きな意義のあつたことと思ふ

と記されている——「患者」みずからによる「患者自治」の意義の提示である。

ナガシマ丸 [松岡 2009a] では、「入所者の作業」がとりあげられる。予算化されないう低廉な賃金、作業による後遺症の悪化、入院者の意向を無視した強制との諸点から、これらの作業が「隔離政策下の人権侵害」として弾劾される一方で、「相愛互助」の理念のもとでの自治会による互助制度の一端として、「作業制度が入所者のアイデンティティ管理の装置としての役割を果たした」と評価する¹⁴⁾、これまでの分離した見解があつた。異なる方向に展開する先行研究をふまえて松岡は、「患者の尽力を隔離政策の補完ではなく、その転轍の可能性をはらむものとして見通す」との課題を設定した。

外島保養院では、「患者の絶対隔離を理想としてその実現を訴える一方、患者の人格を尊重する立場から療養所内で自治を支援していた」院長のもとで、「入所者の経済格差解消」を課題とする自治会は、療養所内での「雇用の確保」=作業の創出と分配によってその解決をはかろうとしていた。そして、自治会は、

入所者の福利増進を目指して療養所側と交渉を行う運動体であると同時に、当事者が作業を維持管理して収益を互助的に分配するという事業体でもあつた。

と説明される。この点は、前稿 [松岡 2005] と同様の議論である。ただしここで、自治会があらたに抱え込んだ課題もとらえられる——「労使間の利害調整は、自治会が作業を主体的に管理しているがゆえに、労労の問題として患者自らが解決すべき課題となつていた」というのである。

他方で 1930 年代初頭には、「宗教者を中心とする既存の自治会活動」に対して、「マルクス主義を学んだ者たちが [中略] 反宗教の立場から批判し始め」、「両勢力の亀裂は深ま

14) ここで参照されている先行研究は、坂田勝彦「〈隔離〉を構成する装置とまなざし」(『社会学ジャーナル』第 32 号、2007 年 3 月)。

る。この反宗教活動は、大島の療養者とも関係をするが、療養所長協議会の動向をふまえて、組織の解散を決定する。外島での対立は、こののち、「信仰の是非ではなく、作業とその成果分配をめぐるものとして展開すること」となる。

外島では1932年に作業改革が提起される。論点は2つ——①「身体の強弱」＝「健康度」にしたがって作業を分配すること、②作業の1つである重症者への「附添」に「最上の価値」をおくこと、だった。「互助」を理念と方針とした、「すぐれて社会保障的な観点から作業・互助が実践され」ようとしていた。松岡は、このときの達成をつぎのとおりまとめた。

一九三二年の改革は療養所という患者の共同体としての特性を踏まえた賃金体系を持ち、広汎な互助を設定し作業収入のある者との格差を是正するものとして打ち出された。自治会はこの制度の根幹に関わり、作業員・被互助者に相互に権利と責任の自覚を訴えて外島自治のさらなる発展を呼びかけていたのであった。

——「ただし」と留保がつけられる——「事業体としての自治体は、作業と互助の「合理的」分配を追求するうえで、療養生活の上での過酷な制約を課すものでもあった」——それが「産児制限」で、その理由には産児の養育費、その養育の手立てをめぐる「合理性」があげられたという。こうした作業改革案は、「完全平等分配」の主張を惹起することともなった。

外島では1930年代に、反宗教＝マルクス主義＝プロレタリア癩者解放の組織と自治会とが対立を強めてゆく。自治会と対立する人びとを中軸とした20名におよぶ広範な療養者が「追放」（「脱院」）となる（外島事件）。管理責任を問われ院長もまた、外島を去っていった。作業制度の改革を軸とした自治の展開は、外島では複数の勢力や組織のあいだでの対立の激化となり、対峙した一方の退場により決着したともいえる。そうした展開をとらえて、なにが論点として示せるのか。松岡はいう、

自治によって担われる療養所の作業制度とは、労働を通じた療養所という共同体への貢献や生活空間の改善の問題であり、発病によって切断された社会関係を回復することでもあった。

こうした意味での作業制度とは、

共同体の弱者を救うことが、自らの将来を守るという互助的な認識に支えられ、作業の問題を労働環境や賃金水準のみに限らない、ましてや単なる慰安とする療養所側の認識とはかけ離れた、労働の意義そのものを生身の形で一人一人の入所者に突きつけていたのであった。

しかし、「分配原資の不足」という依然として未解決の課題があり、そのためには、「恩恵ではなく権利としての支援を社会に訴えることが不可欠であり、それを担う組織として日本プロレタリア癩者解放同盟が結成されたが、それは広範な支持を得るにいたらなかった。

前稿の論題に松岡は、「模索」の語を用いた。前稿よりも本稿ではよりいっそう、あたらしい運動があらたな課題を抱え込み、また、ある達成がみずからを縛るといった状況での自治の「模索」が論じられていたとわたしは読んだ。

ナガシマナ 1934年のいわゆる室戸台風の被災により、外島保養院は「潰滅」した。外島入院者たちは各地の療養所に委託され、のち1938年に療養所は長島に光明園として再建された。被災、分散委託、移転を経て、

被災によって自治を経験した患者が各地に委託され、その先々で復興を願いながら自治を実践し、各療養所がその影響を受けたことは、管理府県や他の療養所も巻き込んで患者処遇をめぐる議論を要請することとなった。そして、患者自治はその核心的論点となろうとしていたのであった。

と、1930年代後半の時代を、各地の療養所において「患者自治」が焦点化されたときと松岡はみる。そこで、「外島保養院の移転復興問題の経過と意義について、療養所という社会集団の固有性に即しつつ、療養所を囲む地域社会という外部や隔離政策との関係を含めて多角的に検討すること」が、[松岡 2009b] の課題として設定された。

外島の自治会は、国立療養所栗生楽泉園に本部をおいた。「外島患者の集団的組織的行動」は、楽泉園在園者に、また、移転先となる長島にあるもう1つの療養所愛生園在園者に影

響を与えてゆく。療養所再建をめざし、自治を報せていった「委託患者」たちが、「再建を諦め委託療養所との統合を願うことが微塵もなかった」ようすに、「それまで自らが築き上げてきた療養所に対する自負」が観取されている。そうしたいわば「患者自治」をめぐる矜持が、

外島保養院の壊滅によって、療養所の拡張方針、そして療養所内での患者処遇という二つの点で隔離政策は重要な岐路に立たされ、思いがけない悲惨な災害によって各地に委託された外島患者は、その分かれ道で小さな灯火の役割を果たしていたと松岡によって評価されたのだった。

ナガシマ十一 前掲松岡編『隔離の島に生きる』には、定員数を超過しつづける国立療養所長島愛生園で、1934年に在園者1000名突破を記念して「最近の愛生園」について入園者の所感を記した『一人一題・最近の愛生園』と、愛生園の「各居住棟（舎）の代表者である舎長を召集して行った会議・舎長会の議事録」の2点が収録されている。それらは、

園長を家長にみたて一大家族として困難を耐え抜こうとする「家族主義」とも称された、当時の愛生園の患者統制の具体像や、そこに暮らすおのおのの息づかいを克明に記したまたとない資料であり、相互に補い合うことで膨張を続ける創設期の愛生園の実情を見ることが可能となろう。

と評価された史料である。愛生園の「家族主義」のもとで、それによってつくられることとなり、その仕組みやそこで暮した療養者の生をあらわす文献だということである。この史料集の「全体を読み解くための粗い補助線を描くため、『舎長会議事録』を中心に開設まもないころの愛生園の患者統制とその動揺をたどることを目的として書かれ」たのが、[松岡 2011] である。ここでは、1930年に最初の国立療養所として開園した愛生園が研究対象となっている。

「創設期」の愛生園では療養と生活の環境と条件が逼迫するなかで、在園者の「不満」をおさえるために、「療養生活のあらゆる面で入園者の統制をはかっていた」。松岡はそれ

を、「療養所の局面ごとに患者が分断され」ていたとみる——「生活の場」「労働の場」「消費の場」であり、それぞれの場は「園長が人事権を行使することによって維持され」ていた。

療養者にとって日常生活の場が「舎」である。互選された候補者のなかから園長によって任命された舎長が、「必要物品の請求・交付・保管、舎員の指導・統制を行」う。「園内に於ける重要な事項に付協議」をする舎長会には、「園長が特に指名した舎長会顧問」も出席する。この顧問は、愛生園開園にあたって、「初の国立療養所に温順な雰囲気醸成するために」、園長となる光田健輔がかつていた全生病院入院者から「選抜した「開拓患者」と呼ばれる模範的人格を期待された」もののなかから選ばれた。こうした履歴の顧問がいることにより、「舎長会は園の方針を受け入れるための安定的な協議機関として位置づけられていた」ととらえられた。

療養所では、職員の不足と「慰安」とみる観点から、多数の多様な作業は「入園者の低賃金労働に依存」しておこなわれていた。職員の指揮下で作業を管理するために、作業者総代と作業主任が園長によって任命される。この制度による作業賃が、療養者の収入格差のもととなり、舎長会の議案となる。

在園者が療養所での日々の生活において必要とする物品は、売店において購入される。その運営を担う慰安会は、「療養所本体を福利厚生面から補完すること」にあり、購買部はその重要な柱となり、「売店は、入園者が労働その他で得た収入を回収し、各方面に再投資していくという園内の資金循環の中核を担っていた」という。慰安会役職には、「重要事項を審議するため会長〔園長〕が囑託する評議員、会長が任命する実務担当者である幹事・書記」があった。

愛生園ではほかにも、「年齢別・宗派別などによってさまざまな園内団体」があり、「職員と入園者」によって組織された青年団は「療養所側の目指す組織化と入園者側の目指すそれとが絡み合」いながら組織の再編がおこなわれ、「園の秩序が形成されようとしていた」。こうした愛生園の「患者統制」を松岡は、「分断的な入園者統制」とみた。そしてその「実務を担ったのは舎長会顧問」だった。

愛生園における「分断的な統制」は、園と在園者との双方から見直されてゆく。まず、「作業事務一元化」（1931年）、「購買部の運営透明化」がもとめられる（1932年）なかで、1932年8月には「入園者総代」がおかれた。この決定にいたる過程での争点は、公選された代表者である総代と舎長会とのあいだで意見の対立が生じたときに、それが「園の根本精神たる「家族主義」にもとる事態となる」との危惧だった。それを経て、

舎長互選の入園者代表職が設置されたことは、生活・労働といった分野を越えた入園者の意思の一元化が、特定の人格ではなく職制として実現しえたという意味で、患者統制上の分水嶺となるできごとであった。

との松岡の評価が示された。愛生園の「分断的な入園者統制」は「徐々に変質」し、「舎長会の一層の権限強化」も実現してゆく。

「入園者関与の拡大は、既存の患者統制や現実の隔離のありようへの反発さえ生」んでゆくようすを、松岡は『一人一題・最近の愛生園』のなかに読みとる。そこに展開する議論から、

労働・互助が複雑に絡み合う療養生活のきしみに由来し、かつ療養所の急膨張が事態の深刻化に拍車をかけていた

その背景となる療養所の事態を観取し、舎長会顧問たちの光田園長との対峙や、「すでに自治会活動の経験を有して」いた外島保養院からの委託療養者代表による舎長会膨張など、「愛生園につどう患者達がそれぞれの立場を超えて、あるべき療養生活と、そこでの患者の主体性を訴えていたこと」に着目したのだった。1935年には作業管理方法が見直され、「この新制度に基づく作業監査の実施が、一九三六年八月の長島事件の着火点となった」とみとのおす。

愛生園における在園者の「統制」の分断から一元化へが、松岡が提示した療養所の1つの歴史である。これの展開は療養者にとっては、「より主体的な意思形成や組織化を可能」とするとともに、

日常労働・生産・消費・互助といった分野をまたぐ生活そのものの場としての療養所像を入園者自身が対自的に再構成し、それぞれが安心して暮らせる療養生活を目指して個

人的・集団的な実践を重ねる過程にほかならなかった。

と松岡は説いた。そしてまえにみたところと同様に、このさきに愛生園における「長島事件という「自治」の要求」をみとおすのだった。

松岡は、外島事件も長島事件も、それらの突出した事件の議論を課題の中心にはおかず、またそれらを詳述することもない。こうした論述の機軸は、たとえば、いうならば突出した事件の頂点をつないでゆく議論を展開した、藤野豊「日本ファシズム成立期におけるハンセン病患者の解放闘争」(『民衆史研究』第39号、1990年5月)との顕著な違いをあらわしている。

ナガシマ十二 松岡が長島事件を論じた場が、冒頭に記した大阪歴史学会大会近代史部会である。これまでの論点とかかわる議論に限定して、また、大門正克によるコメントもあわせて、ここではかんたんにみるとしよう(どちらも当日配布されたレジュメによる)。松岡はこの報告で、「事件にいたる園内の動向」「事件の渦中の動向」「事件を経た新しい園のありかたへの対応」をたどったうえで、「患者自治の意義と課題について(多角的分析必要だが)愛生園入園者の視点にそくして」考察すると問題を設定した。

「事件を経た新しい園のありかたへの対応」として松岡は、「自助会の誕生」を、その「規約の策定」、その「運営の困難」なようす、において論じた。「自らが選出した代表のもと労働・互助を束ねる事業体」として自助会はその運営を始め、もはや「患者の運営への関与は不可欠な段階」に入ったととらえた。

ここで松岡がまとめた「戦前期患者自治めぐる諸課題」として、「事件による分断を克服するような新しい連帯の構築／不十分な規定ではあるがそれを運用してゆく主体的な力量／園の切り崩しに対する適切な対応」をあげ、こうした「課題にさらされながらも「患者」として萎えさせられるのではなく、苦難を分かちあい連帯を願った新しい自治の担い手の登場を押しとどめることはできない」とまとめた。

つぎに、「松岡弘之氏の報告と研究について」と題された大門のコメントをみよう。論題にあらわれているとおり、大会部会報告のコメントながらその場の報告だけを対象とはし

ていない。その理由を大門は、本報告は[松岡 2005] 以来の「長い研究蓄積が前提となっている。またハンセン病の歴史研究はセカンドステージに入ってきている。本報告は、松岡の研究蓄積と研究史をふまえてはじめてよく理解できるものなので、コメントは報告だけでなく、松岡の今までの研究を含めて行いたい」と示した(レジュメ「0. 報告とコメントについて」)。

まず、「セカンドステージ」とはなにを指しているかをみよう。大門は、「外からの呼びかけによる主体化を重視した藤野が歴史研究におけるハンセン病研究の第1ステージだとすれば」とおいたうえで、「療養所や地域社会に内在して主体的契機を分析しようとするところに松岡と広川和花がいて、そこが第2ステージだといえる」と研究史をとらえている(レジュメ「1. 研究史—ハンセン病の研究史における松岡の位置」)。大門はまず、「松岡の位置」を「藤野豊の研究に対」するところにおき、ただし、「藤野は絶対隔離を強調し、松岡は自治を検討するというだけでは整理が表面的にすぎよう」とまえおきして、どちらも「主体的契機を重視」する共通性があり、他方で、「厳しい絶対隔離に対して、外からの「解放」の呼びかけが主体化の契機になるとする分析方法」が藤野のもので¹⁵⁾、松岡は「療養所の矛盾の結節点におかれた患者自治こそ、ハンセン病療養所の主体的契機が表出するところだとする分析方法」をとるとの相違点があるとみる。

「読解を歴史的な視点で行うところに松岡の固有の位置がある」というとき、その「読解」をめぐる大門は、松岡を研究史のもう1つの動向に位置づける。それが「聞き取り」であり、松岡はその論文において、「聞き取り」をしたとしてもそれをまったく用いていないのだが、「患者自治のなかに患者の置かれた状況と主体化を読み解こうとする点で、聞き取りのなかに患者の声を聞き取ろうとする蘭由岐子の研究の方法と共通するところがある」と観取されている¹⁶⁾。

15) ここで参照された藤野の著作は、『「いのち」の近代史—「民族浄化の名のもとに迫害されたハンセン病患者」』(かもがわ出版、2001年)である。

16) 松岡はかつて蘭の著作の書評をしている(前掲松岡「ハンセン病研究と聞き取り」)。松岡による書評にもふれたわたしの蘭への批評は、阿部安成「ライフヒストリーという照準儀」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series、2011年8月発行予定)を参照。

研究史のなかに松岡を位置づけるとき、藤野の研究を対照させる観点は正しく、また、両者の共通性に主体的契機をおいたところも的を射ている。だが、相違点は大門が指摘したとおりでらうか。大門が藤野の研究にみた「外からの「解放」の論理」は、松岡の論じたところ、あるいは松岡が用いた史料にもそれはあらわれている。たとえば、キリスト教や「大正デモクラシーの思潮」、療養所の所属をこえた交流である。これらが松岡のいう自治の担い手としての「成長」におおきく、深くかかわっていることを松岡は明らかにした。

この点に関連していうと、これまで癩そしてハンセン病の療養所は、当事者である在園者の実感にあわせて、そこを「隔絶」の地、「閉ざされた」場所と外部のわたしたちもあらわしてきた。だが現実には、ひと、情報、物資においていくつものさまざまな交通があった。また、医師であれ療養者であれ、当事者たちが編んだ園史や自治会史はすべて療養所単位で記されてきた。わたしたちはもっと、療養所間の、また内外の交通を明らかにすべきであり、松岡の仕事と藤野のその一斑はそれを示してきている。

もっともこの「外から」という観点ないし方法をめぐって大門は、「日常的な矛盾の結節点」への着目とそれとは二者択一ではないとの留保をつけ、かつ、「2. 研究方法—ハンセン病の内在的な歴史研究をめざす」において、「時代状況との接点、外からの呼びかけ」という観点は松岡にもあり、ただし、「内在的分析に精通してきた松岡は、今度は、内的条件と外的条件の関係の分析にもっと精力を注いでほしい。それが藤野の研究を乗り越えるということなのだ」と指摘している。大門も論じていたとおり、「外から」とは藤野と松岡の両者を分ける、それ以外に選択肢のない論点ではない。

では両者の違いはなにか。それは、藤野は、国家とのかかわり、もっというと国家との対決における主体化しかみないのである。そうした「病者」の主体化と自己の気概を連結させる記述が、藤野の歴史学である¹⁷⁾。たとえば、大門が参照した前掲藤野『「いのち」の近代史』のなかで、松岡の議論とかかわる箇所は、「Ⅲ たたかう病者」である。そのなかの第1章の題が「国立強制収容所開設」であり、最初の愛生園訪問で、「いきなり近代日本におけるハンセン病をめぐる国家と患者のたたかひの歴史に直面した」と記す。愛生園

17) 藤野豊「奄美のハンセン病問題」(『飛礫』第37号、2003年)を参照。

園長の光田がかかげた「家族主義」については、「天皇制国家の支配の論理であった家族国家観が見事なまでに凝縮されている」と評し、旧湯之沢地区の墓地を訪れたさいには、「生前には、ハンセン病患者として周囲から差別され、国家から迫害され」と感じいり、日本プロレタリア癩者解放同盟の「資本主義諸制度を打倒」という主張に魅了され、小川正子を「絶対的隔離を進める国家の政策の一端を担った」と、また彼女の著作『小島の春』を原作とした映画『小島の春』を「絶対的隔離の正当性を国民に納得させる国策に沿った映画」だと非難するところに、その姿勢はよくあらわれている¹⁸⁾。

さて、すでにふれたとおり、松岡の研究に「ハンセン病の内在的な歴史研究をめざす」この方法をみる大門は、それを4点にまとめた——①「矛盾の結節点を歴史過程に即して分析する」、②「時代状況との接点、外からの呼びかけ」、③「隔離されているもとの「書くこと」の意味」、④「東アジアのなかのハンセン病への新しい視座」、である。①については、「自治の作業のなかに矛盾の結節点を見通そうとする」松岡はまた、「歴史過程に即して矛盾のあり様を粘り強く分析する」方法を取り、それが長島事件の分析に「いかに発揮されている」と評価する。

③について大門は、つぎのとおり記した。

隔離されている状況では「書く」という行為が研ぎ澄まされ、主体化・内面化に大きく影響。隔離されているもとの「書くこと」は、少なくとも両義的であり、統合の主体を導くこともあれば、自治の主体や尊厳を導くこともある。あるいは、この両者が一体になっていることも十分に考えられる。「書くこと」の分析が主体の複雑な評価を可能にするはず。患者自身の文章が数多く残されているハンセン病の歴史研究では、この点の分析が決定的に重要のはず。

との指摘である。この点についてはまたあとで述べることとする。

大門は、コメントの3. と4. で「歴史学の広い文脈とかかわって」と論点を立て、前者

¹⁸⁾ わたしは2003年2月15日に開かれた小さな少人数の研究会で「〈癩〉という歴史への問い—藤野豊の著作を手がかりにして」の論題で報告をおこない、藤野は研究を「国家と対決する歴史学」と「趣味と教養の歴史学」とに二分したうえで前者を自分の立場と定め、国民国家論に対して暴力装置としての国家という論点をとっていると批評した。

の①で「日本近現代史研究の中での方法的位置づけ」、後者の②で「ハンセン病と「生存」と副題をつけた。前者は、わたしがおもうに、「1. 研究史」で松岡に「もう少し研究史を語るべき」と要請していた大門は、松岡の研究、さらには「ハンセン病の歴史学的分析」は、「歴史学の広い文脈」においては、あるいは、「日本近現代史研究」のなかでは、どのように位置づけられるのか、とにじりよっているのだろう。問われ、迫られているのは、松岡であり、「ハンセン病の歴史学的分析」をおこなっているものたちである。

「ハンセン病の研究」は、なにも歴史研究者だけがおこなっているわけではない。いまや固定された研究ジャンルを想定する意味はないだろうが、従来の区分でいえば、社会学、文学、文化人類学の研究者も「ハンセン病の研究」に努めている。べつにいえば、「文学」と呼ばれるテキスト、聞き取り、フィールドワークなど、なにを史料とするか、どういった研究手法を用いるかをめぐって自己の基軸をさまざまに設定するものたちが「ハンセン病の研究」にあたっている。そうした動向があるなかで大門は、「歴史学固有の方法」が「歴史過程での動態的分析」にあると説き、そのもとで「歴史主体の内在的分析」をおこなおうとするのであれば、「マルクス主義（戦後歴史学）」「民衆思想史研究」「社会史研究」といった動向または方法に対して、自己の位置をはっきりと定めよとつめよってもいるのである。

ついで「生存」を議論するのであれば、それは3つの方向への展開が望めると提起する。1つが「生存の仕組み」。ここに療養所を「医療と生活の矛盾の結節点」ととらえた松岡の研究が結びつく。2つが「「生存」をめぐる主体的契機」。「生存」を「主体をめぐる葛藤を見通すことが可能なテーマ」だと考える大門は、さきにみたとおり、「矛盾の結節点」という観点をとる松岡の研究をここに結びつける。3つが「尊厳」。「歴史研究のなかでまだきちんとしたテーマになっているわけではない」この「尊厳」をめぐって、「厳しい生存の状況のもとでも、「生きることの意味」に立ち返ることができたのは、患者の自治があったからだ」という松岡の研究からは、「「生きることの意味」に立ち返るということは、当事者が「尊厳」を取り戻すことにほかならない」ので、「生存」と「尊厳」とが結びついているこ

とを松岡の研究が教えているという¹⁹⁾。

ナガシマ十三 「医療と生活の矛盾の結節点」としての療養所に、「人間が生きることの意味に立ち返り続けた幾多のひたむきな営為があった」とみる松岡の仕事は、①癩そしてハンセン病をめぐる差別と抑圧の根源を国家の政策におき、病者への虐政に対する闘争を事態の転換軸として、あるいは歴史の転換の契機としてみる顕彰とは異なって、療養所に生きる人びとが、その生をとおして自治の担い手として成長してゆくようすをとらえようと努め、②松岡自身が自己の考察に関連する先行研究としてあげた文献（脚注13参照）が、「入所者個人に即した検討」をするにしても、彼が生きる場を「癩療養所という不条理に満ちた場所」ととらえ、ほとんど、その場で呻吟し苦悩する「豊かな感情世界」だけをみるのに対して、松岡は、療養者たちが、療養所に重層する複数の生活と労働と統治の場をとおして²⁰⁾、療養所と「患者」であることとをとらえかえし、過去の時点でのいまあるそれらを、いまとは違うべつな、共同性のなかの個へ、あるいは個の関係しあう「連帯」の場へとつくりかえる動向を注視しているのである。

この作業は、依然としてひろく知られていなかった療養所に生きるものたちのへの差別とそれによる「苦闘」を報じた1978年刊行の三宅一志『差別者のボクに捧げる！—ライ患者たちの苦闘の記録』（晩声社、増補版1991年）、「病人処遇」に着目した1982年刊行の川上武『現代日本病人史—病人処遇の変遷』（勁草書房）、抑圧と闘争の歴史を記した1993年刊行の藤野豊『日本ファシズムと医療—ハンセン病をめぐる実証的研究』（岩波書店）といった著述とも、『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議、2005年）とも、また、療養所の当事者たちが執筆した園史や自治体史など数多くの史誌とも異なる、「生活文化」をめぐる政治の場としての療養所と

19) ここに提示された「尊厳」という論点は、かつて歴史のなかに「人格承認への希求」をみたした大門ならではの思索によるとおもふ（大門正克『近代日本と農村社会—農民世界の変容と国家』日本経済評論社、1994年、を参照）。

20) 松岡のいう「分断」は分業でもあり、たんなる統治の手段ではないだろうから、ここでは「重層」とした。

そこに生きた人びとの歴史を記す可能性を開いたのである²¹⁾。

このように松岡の仕事を読んだうえで、今後ひろく共有されるべき論点として1つあげると、それは、自治をめぐる運動、思考、協議、成長、達成、煩悶などなどが展開してゆくところで、当事者たちが1つの成果とともにあらたに抱え込むことになるなにか、である。これはたとえば、松岡が引用した史料のなかでは、「不治の病に罹った者が世を呪ひ神仏を恨んで自暴自棄の淵に沈んでゐたところから敢然立つて人間であることを自覚し他に縋るのではなく自らを苦しむことによつて新しい世界を作りだし力強く生きてきたことには病者は病者なりに大きな意義のあつたことと思ふ」との一節に見える「自らを苦しむ」とあらわされているそれである。ここには、自らが苦しむ、ではなく、「自らを苦しむ」と記されている。松岡の論考は、稿によってこの点の記述に強弱や濃淡の違いがある。この点を徹底して考察することによって、松岡のいう「矛盾の結節点」をうまく議論できるようにおもう。

この点について、わたしのフィールドである大島の自治に即してすこし述べてみよう²²⁾。外島保養院、大島療養所、長島愛生園の療養者たちが通信などの手段によって連絡をとり、自治をめぐるの連係があつたことは、松岡などの研究によって明らかにされている。大島では1931年に自治会が結成され、翌1932年から自治会機関紙といつてよい『報知大島』（謄写版刷り）が発行されてゆく。その紙面には「雑報欄」や、自由投書や寄書が載る「われらの声」といった欄もあり、療養所内の日々のさまざまなことがらが論じられる場となった。島を1つの「自治体」とみて、自治とは自分たちの島をよくすることと唱えられる。島の療養所を自ら治める務めは、自らを治める努力ともつながる。それは、いわば個の自治というべき課題であり、そこには「道徳」や「礼節」といった言葉であらわされる規律が掲げられ、ここに島の外の団体である修養団が入る隙間が空けられたといえよう。修養

21) 「生活文化」は冒頭に記した大阪歴史学会大会近代史部会報告での松岡の言葉（正確には「特異な生活文化」だった）。

22) 大島の自治については、『青松』に連載中の「歴史を縁どる一過去との乱取り」と題した稿で議論し（『青松』通巻第647号、2009年8月、から）、また自治会規則などを史料紹介「療養所における「自治」論の始線と史料の現在—大島青松園をフィールドとして」（『隔離の百年から共生の明日へ—ハンセン病市民学会年報2009』2010年）で示した。

団の標語である「総親和」「総努力」が『報知大島』紙上にも記される。自治を担うとは、身の些細な雑事をめぐっても、「平等」にみずからを律することと示されてゆくのだ。

自治会創立から1年を経たところで、自治をみずから点検し、またそれらを広報するメディアとして創刊された『報知大島』紙上では、「自治」をめぐる多数の多様な課題や論点が提示され、議論されてゆく。そのすべてをまだ読みを終えていないが、大島の療養者は創設早々に、自治を担う自分たちの「監督」者や「頭」をどうするのかといった、解決するのがなかなかむづかしい難問も抱え込むこととなる。

大島では、いまのところ、舎長会議事録やそれに類する史料はみつかっていない。大島には、自治会の日誌と、さきにふれた機関紙といってよい『報知大島』がそのすべてではないが残っている。療養所によって史料のぐあいが異なるなかで、大島でも、療養所の「現実」がどのようにうけとめられていたのか、隔離という仕組みとどうむきあってきたのか、をたどることができる。ただし、「人間が生きることを意味に立ち返り続けた」その営為を考えることは、「当事者が「尊厳」を取り戻すこと」に自己規律という論点を重ねることとなろうとみとおしている。きちんと史料を読み、松岡のあとに続こうとおもう。

ナガシマ十四 大門のコメントにあった「書くこと」の意味とは、松岡が先行研究としてあげた山下の問いでもあった。山下はその著書『海の蠍』で、「本書において私は、彼らの生きた姿と残された言葉をたどりながら、生きることと書くこと（歌うこと）の関係を考えたい」「ひとはなぜうたうのか。私が知りたいのは、それである」（「はじめに」）と課題を設けていた。ここにいう「彼ら」とは直截には、明石海人と島比呂志のふたりである。山下の問いは、適切だったのか。すでに同書「はじめに」で、「想像を絶する現実と果敢にわたり合っていく中で、「人間」として生き抜くために、決死の思いで選び取ったのが、彼らの言葉であった。〔中略〕それは慰めであり、武器であり、祈りのようであったかもしれない。つまるところ、彼らが生きることそのものであったのだ」と、さきにみた「本書において……」の直前に記されていたのだった。短歌をつくること、書くことは生きることだった——と述べているのだから、なぜ歌うのか、という質問の答えは、生きること

だから、で終わってしまう。両者の関係を問うのだ、といわれたとしても、たとえば、

それにしても、二百首を超える歌々をいっきに作らせたものは何か。〔中略〕子の死という尋常ならざる事態に遇い、精神の均衡を保つすべとして、歌い続けたのであろうと推測するのである。

目的喪失に陥った海人が、正気を失うほどに、煩悶し模索した果てに見えてきたのが、文学という灯だった。

海人が自身の社会的生存理由を見失い、歌うことを生存目標としてそこに生きがいを見出そうとしたであろうことは想像に難くない。

歌が海人と社会との橋渡しをし、彼に社会的生存理由を与えたのだといえる。

短歌は海人の命に火を点す楳火であり、それを燃え立たせる薪のようなものであった。

それを継ぎ続けることが生を繋ぐことであった。

短歌は暗い深海に生きる人——海人にとって一条の光であった。たった一つの生きがいであり、使命感をさえも与えてくれるものであった。

ある時期から、彼にとっては生きることと歌うことが一致していたと思う。歌うことが今ある生を確認することだった。

彼にとって生きることは歌うことであり、歌は彼の生きた証であった。海人の歌とはそのようなものであったと、確認しておきたい。

ここにあげた8箇所の引用は、すべて同じことを述べている。明石海人にとって、生は歌、歌うことは生きること、である。両者の関係は、同じ、ということをくりかえし述べてるのである。すでに「はじめに」でこの等式が示されていたのだから、あとは本文でそれをどういった言葉を使って、どういうレトリックや形容詞を添えて記すかの作業がくりかえされるのである。これでは、「書くこと」の意味を考えたことにはならない。書くことは生きることである、という1文は、明石海人を読まなくても記せる。

海人の歌の3文字を自著の書名に引用した山下はその著書『海の蠍』で、海人の歌集『白描』第1部扉裏頁の文章を、「名文」という。またべつに、「「帰雁」という小見出しが付けられた歌群の一部」を、「私は冷静に読むことができない」と告白もする。わたしは史料を

読むときに、それが名文であるか否かの判定をしないし、史料を冷静に読めなかったなどと論文に書くことをしない。それは必要がないからにすぎない。胸中や心中の表白はわたしの仕事ではない（どこかでしていてそれを忘れていたとしたら恥ずかしいが）。好悪を剥きだしにする山下の記しよりは、自分の好きな短歌をつくる明石海人が好きならばこそであり、彼女の記述は、わたしは海人の短歌と海人が好き⇔わたしは海人の短歌と海人を誉める、という往復運動または円環運動のあらわれにみえてしまうのだ。だからそこに問いの解が説かれることはない²³⁾。

「書くこと」の分析」「書くこと」の意味」は、わたしの課題や問いでもあった。それを、「癩と時局と書きものを」という稿（副題「香川県大島の療養所での一九四〇年代を軸とする」黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』解放出版社、2010年、所収）でいくらか考えてみた。そこでは、大島での書くという活動をめぐって1940年代を軸に論じてみた。戦時下では時局に適合した、体制を支える意思が、療養者の言葉と文章によって記録されていた。それらのなかに、自己と自分たちとそれらが生きる世界とをとらえかえす痕跡をたぐることが、そこでの目的だった。療養所で書くということは生きることにはほかならないというにとどめず、1945年をはさむ時局における自省ないし内省を論点としてみた。

ただ、執筆後にその稿の内容をかんたんに披露しなくてはならない機会があり、そこで、なぜ1940年代の療養所で文筆が活発になったのかと問われ、わたしは、つい、生きぬいた証でしょう、と答えてしまった。療養所のなかでの稀有にみえる、瞠目すべき出来事を、そこに暮らす療養者の生に帰着してかたづけてしまう、安易な決着がわたしにもあったのだった。これは、なんということもない、日々の、あたりまえのことがらも、同様に、療養者の生として説明する可能性があるということとなる。生ゆえに、では、なにも明らかにしていず、また、なにかを説いたことにはならない。

生、生きること、生存とかかわる「主体化」（または成長）にも、一言つけくわえておこう。主体化といったとき、なにが、どうなることを問うのか、述べるのか。ともかく主体

²³⁾ 『海の蠍』など海人の伝記や評伝における海人像のつくられ方をべつに議論する予定。

が「化」しなくては、われわれは療養者を対象にすることはないのであるだろうか。べつにいうと、なにかが、どうにかならない、なにも「化」しない療養者はとりあげないのか。無為ではだめだ、ということなのか。さきの『海の蠍』で著者は、療養者である明石海人の文章を「名文」と讃えていた。悪文や名文とはいえない、がさつ、粗雑、なんということのない文章と採点したとたん、わたしたちはその文章をもう読まないのだろうか。もちろん、わたしは、評価されている作品や文章そのものを貶めようとしているのではない。つくったもの、つくられたものではなく、それを鑑賞し、品評し、審査し、賞味する方のその仕方を問うているのである。なにも為していなければ、問いようも論じようもない、ということなのかもしれない。そして数の多寡が問題なのではないとまえおきしたうえでいうと、おそらく膨大にいたであろう療養所内のなにもしなかったとみえる人びとを、どのように歴史のなかにおくのか、あるいは、そうした人びとも視野にいれたうえで描かれる歴史とはどういった像なのかが気になるのである²⁴⁾。明確な展望がまだないこの論点は、ひとまず、ALS（筋萎縮性側索硬化症）の当事者やその周囲の人びとの経験や思索や行動が念頭にあって提示している²⁵⁾。

書かれたものをただ史料として読むのではなく、「書くこと」の意味を考える手立てとするという大門の提起は、史料読みの専門家である歴史研究者たちに、あらためて、その職能を問う機会となった。療養所には、史料として利用できるように整えられた文書や図書は少ないかもしれないが、療養者たちの書きものは数多く残っている。それらをどのように未来へと継ぐための保存の環境を整備してゆくのか、それらを公開する道具や場所や手段をどう工夫してゆくか、目的を研究に限定せずそれらを活用する知恵をどうめぐらせてゆけるか——そうした手立てが、依然として、問われているのであった。癩そしてハンセン病をめぐる作業は、これらの3つをうまく連動させるところに展望が開けてゆくとおもう。

24) 大阪歴史学会大会の懇親会でこの点を少し大門と話した。そのとき歴史学と文学における「底辺」のとりあげ方についての色川大吉と西川長夫の論争にふれた（この論争についてはひとまず、小谷汪之『歴史の方法について』東京大学出版会、1985年、を参照）。

25) 山口有美子『逝かない身体—ALS的日常生活を生きる』（医学書院、2009年）を参照。

癩そしてハンセン病の勉強を始めた当初、どこかで、かならずこの紺色クロス地装幀の『らい文献目録社会編』をみている。国立国会図書館か高松宮ハンセン病資料館（当時）か、どこかでまちがいなく手にとったはずである。だがそのときはおそらく、いわゆる一次史料を探していて、刊行物が収載されているこの目録はいまの勉強には必要ないと、早々に見限ってしまったような感じがする。それからほぼ十年を経て、ようやくわたしは「書史論」という構えを得た²⁶⁾。所蔵者の記載や内容抄録のあるこの目録は、書史論においてとても重要な史料となる。

わたしが閲覧した本目録は、1冊が、大阪産業大学総合図書館蔵書で、中川米造文庫の1冊だった。もう1冊が、龍谷大学瀬田図書館蔵書で、同書の扉には「寄贈」印、「国立らい研究所蔵書」印などが押されており、国立らい療養所旧蔵書である。

不可かとおもわれた目録の図書館間借用を許してくださった上記2館にお礼をもうしあげます。ありがとうございました。(2011年8月17日提出)

【附記】本稿執筆中の2011年8月13日に、松岡の論考（「ハンセン病関係資料の保存と活用のために－『長島は語る』前編によせて」『岡山地方史研究』第114号、2008年4月）をとりあげていないことに気づいた。この稿のコピーがみあたらず、また、勤務先の附属図書館に文献複写を依頼する余裕もなかったため、ここではふれないこととした（前掲阿部「療養所における「自治」論の始線と史料の現在」では言及した）。不十分な議論となってしまう不備を松岡に陳謝する。

【附記2】2011年8月18日から22日までの大島調査中に、あらためて自治会から『報知大島』『所報』などの綴がでてきた。『報知大島』はこれまで所在がわかっていなかった50号分くらいがあらたにわかり、『所報』はこれまでまったく知られていなかった逐次刊行物（謄写版刷り）である。

²⁶⁾ 阿部安成「島の書、書の園－国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」（『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年刊行予定）を参照。